

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 2月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 22件

| No. | 号機等 | 不適合件名  | グレード | 備考                    |
|-----|-----|--|------|-----------------------|
| 1   | 1号機 | 排ガスフィルタエアサンプポンプ（A）の組立時、シャフトスリーブ（下）の組込間違い（逆向きに挿入）による部品の損傷が認められたため、対応検討    | C    |                       |
| 2   | 1号機 | 原子炉格納容器の点検時、原子炉圧力容器支持構造物（シアラグ）点検孔のフランジ締付ボルトの一部に伸び及び損傷が認められたため、当該ボルトを交換   | D    |                       |
| 3   | 1号機 | タービン建屋換気空調系スイッチギヤ室移送排風機（1A・1B）の点検時、Vベルト用プーリー溝に摩耗が認められたため、当該プーリーを交換       | D    |                       |
| 4   | 1号機 | 可燃性ガス濃度制御系（A・B系）冷却水入口逆止弁の点検時、点検仕様に一部誤りが認められたため、対応検討                      | C    |                       |
| 5   | 1号機 | 非常用ガス処理系フィルタ性能検査において、B系の一次高性能粒子フィルタの除去効率に判定基準外れが認められたため、当該フィルタを交換及び対応検討  | B    | 3月16日再審議にてグレード変更「C→B」 |
| 6   | 1号機 | 非常用ガス処理系フィルタ性能検査中、測定用計器電源の過負荷に伴う遮断により当該検査を一時中断したため、対応検討                  | D    |                       |
| 7   | 3号機 | 硫酸第一鉄注入タンク補給水弁において、シートパス（連続滴下）が認められたため、当該弁を点検・修理                         | D    |                       |
| 8   | 4号機 | 直流125V主母線盤モータコントロールセンタ（4B）の点検時、ユニット（4A）のブレーカー操作レバーに折損が認められたため、当該操作レバーを修理 | D    |                       |
| 9   | 4号機 | パワーセンタ（4D）気中しゃ断器の点検時、アークシュート押え板に破損（ひび割れ）が認められたため、当該押え板を修理                | D    |                       |
| 10  | 4号機 | 制御棒駆動水圧制御ユニット（18-39）における駆動水排出手動弁の点検時、弁体の当たりに不良が認められたため、当該弁体を交換           | D    |                       |
| 11  | 4号機 | 主復水器細管洗浄装置ボール回収器回収弁駆動部（6台）の点検時、ドライブスリーブ等に錆・腐食が認められたため、当該弁駆動部を修理          | D    |                       |
| 12  | 4号機 | タービンバイパス弁（#1）の目視検査時、グラウンド押え締付ボルト（1本）のネジ部に変形が認められたため、当該ボルトを交換             | D    |                       |
| 13  | 4号機 | 所内ボイラ（A）軽油供給配管において、ストレーナの詰まりが認められたため、当該ストレーナ及び供給配管を点検・清掃                 | D    |                       |

| No. | 号機等    | 不適合件名  | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|------|----|
| 14  | 4号機    | 給水加熱器（5C）出口1次ベント弁の点検時、弁座シート面に浸食が認められたため、当該弁を交換                       | D    |    |
| 15  | 4号機    | 所内ボイラ薬注タンクレベル計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該レベル計及びレベル検出配管を点検・修理          | D    |    |
| 16  | 4号機    | 放射性廃棄物処理建屋空調機の加熱蒸気入口弁下流側配管フランジにおいて、水のリーク（1滴/5秒）が認められたため、当該フランジを点検・修理 | D    |    |
| 17  | 6号機    | 硫酸第一鉄注入ポンプにおいて、駆動部潤滑油レベルに低下傾向が認められたため、当該潤滑油を補給及び油シール部を点検・修理          | D    |    |
| 18  | 6号機    | 所内ボイラ（A）バーナ入口重油圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・校正                | D    |    |
| 19  | 集中環境施設 | 純水供給ポンプ（A・B）において、モーター外装部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理                        | D    |    |
| 20  | 集中環境施設 | 補助建屋凍結防止分電盤において、外装部に腐食が認められたため、当該分電盤を点検・修理                           | D    |    |
| 21  | 集中環境施設 | プロセス主排気ダクト凍結防止分電盤において、外装部に腐食が認められたため、当該分電盤を点検・修理                     | D    |    |
| 22  | 集中環境施設 | 補助建屋凍結防止用変圧器において、外装部に腐食が認められたため、当該変圧器を点検・修理                          | D    |    |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要                               | 主な具体例  |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ  | 法律に基づく報告事象等の重要な事象                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>                            |
| 区分Ⅱ  | 運転保守管理上、重要な事象                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>                       |
| 区分Ⅲ  | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul> |
| その他  | 上記以外の不適合事象                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>   |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで